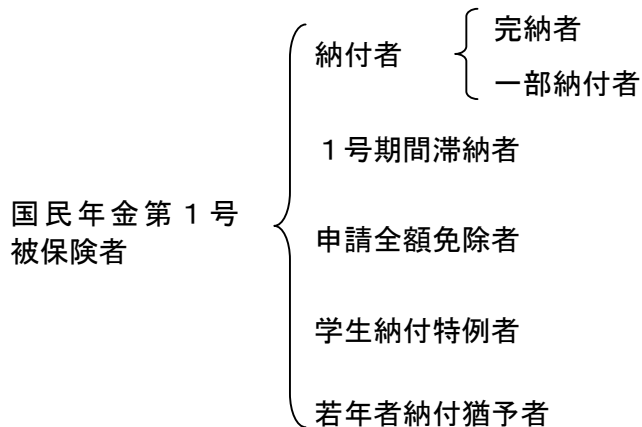


用語の解説

1. 保険料納付状況

平成 24 年度及び 25 年度の国民年金保険料の納付状況を基に、国民年金第 1 号被保険者（以下「第 1 号被保険者」という。）を以下のように区分した。



(1) 納付者

平成 24 年度及び平成 25 年度の納付対象月の保険料を納付したことがある者（(3)～(5)の者を除く。）。

さらに、納付者を以下のように区分した。

① 完納者

平成 24 年度及び平成 25 年度の納付対象月の保険料をすべて納付した者。

② 一部納付者

平成 24 年度及び平成 25 年度完納者以外の納付者。

(2) 1号期間滞納者

平成 24 年度及び平成 25 年度の納付対象月の保険料を 1 月も納付していない者（(3)～(5)の者を除く。）。

(3) 申請全額免除者

平成 25 年度末に保険料の申請全額免除を受けていた者。

(4) 学生納付特例者

平成 25 年度末に保険料の学生納付特例を受けていた者。

(5) 若年者納付猶予者

平成 25 年度末に保険料の若年者納付猶予を受けていた者。

2. 都市規模区分

平成 25 年 3 月末現在の市区町村境界及び平成 22 年国勢調査に基づく人口を基に、以下のように区分した。

- (1) **大都市**
東京都特別区部及び政令指定都市。
- (2) **中都市**
(1)以外の人口 20 万以上の市及び県庁所在市。
- (3) **小都市・町村**
(1)、(2)以外の人口 20 万未満の市及び町村。

3. 総所得金額

平成 26 年度の市区町村民税課税台帳の総所得金額（平成 25 年所得）に基づいている。
総所得金額は、利子所得、配当所得、不動産所得、事業所得、給与所得、譲渡所得、雑所得、一時所得からなり、収入金額から必要経費（売上原価、減価償却費等）、給与所得控除額、公的年金等控除額並びに譲渡所得及び一時所得における特別控除を除いたものである。

4. 届出適用者・職権適用者

- (1) **届出適用者**
自らが届出を行い被保険者となった者。
- (2) **職権適用者**
加入届や第 1 号被保険者への種別変更届が未届である者に対して、職権による資格取得手続きにより第 1 号被保険者とされた者。